



厚生労働省福島労働局発表  
平成27年8月7日

担  
当

福島労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 清水俊明  
賃金指導官 木戸孝良  
電話 024-536-4604

## 福島県最低賃金を16円引き上げて、705円（時間額）に

～福島地方最低賃金審議会、福島労働局長に答申～

－過去20年（平成5年以降）で最高の引き上げ額－

- 1 福島地方最低賃金審議会（会長 鈴木和郎）は、福島県最低賃金について705円（現行の時間額689円を16円（2.3%）引き上げ）を同審議会の意見とすることを決定し、本日、福島労働局長（局長 引地睦夫）に答申しました。
- 2 この答申を受け、福島労働局長は、決定・公示などの手続を経て、福島県最低賃金を改正します。  
なお、新たな最低賃金の発効日は、最も早い場合で「平成27年10月3日」となります。

### （審議経過）

平成27年7月6日に、福島労働局長が福島地方最低賃金審議会に対して改正決定に係る諮問を行いました。

同審議会は、諮問を受けて、専門部会（別紙参考1「表1」参照）を設置し、平成27年7月15日以降、4回にわたり専門部会を開催し、中央最低賃金審議会から示された平成27年度地域別最低賃金額改定の日安（福島県はDランク16円）を参考に、現行の最低賃金に係る実態調査結果、経済状況等の各種統計及び参考人の意見などを基に審議を重ねた結果、本日の答申に至りました。

### （最低賃金について）

最低賃金には、

- ・常用、臨時、パートタイマーやアルバイト等の名称にかかわらず、県内全ての労働者に適用される「福島県最低賃金」
- ・県内の特定産業に従事する労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」

の2種類があります。

今回の答申は、前者の福島県最低賃金についてのものです。

(参考1)

表1 福島県最低賃金審議会委員 (○は専門部会委員)

	(会長 鈴木 和郎)		(五十音順)
	氏 名	現	職
公益を代表する委員	○遠藤 明子 ○貴田岡 信 ○鈴木 和郎 藤野 美都子 槇 裕康	福島大学経済経営学類准教授 福島大学経済経営学類准教授 公認会計士 福島県立医科大学医学部教授 弁護士	
労働者を代表する委員	稲月 美弥子 ○遠藤 徳雄 中澤 智昭 ○深谷 浩明 ○八巻 正一	ライフフーズ労働組合中央執行副書記長 日本労働組合総連合会福島県連合会副事務局長 自動車総連福島地方協議会副議長 J A M南東北福島県連絡会副事務局長 電機連合福島地方協議会事務局長	
使用者を代表する委員	○石井 浩 今泉 秀記 ○佐藤 卓也 渋谷 順子 ○鈴木 義仁	福島県商工会議所連合会常任幹事 福島県商工会連合会専務理事 福島県経営者協会連合会理事 渋谷レックス株式会社 代表取締役 福島県中小企業団体中央会副会長兼専務理事	

表2 福島県最低賃金の金額の推移

年度	時間額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)	発効日
平成 22	657	13	2.0	平成 22.10.24
23	658	1	0.2	23.11.2
24	664	6	0.9	24.10.1
25	675	11	1.7	25.10.6
26	689	14	2.1	26.10.4
27	705	16	2.3	